

I 授業・休日と出席率

1. 授業・休日

1)

〈午前クラス〉	
1 時限目	9 : 00～9 : 45
2 時限目	9 : 50～10 : 35
3 時限目	10 : 45～11 : 30
4 時限目	11 : 35～12 : 20

〈午後クラス〉	
1 時限目	13 : 40～14 : 25
2 時限目	14 : 30～15 : 15
3 時限目	15 : 25～16 : 10
4 時限目	16 : 15～17 : 00

- 2) 本校の学生は本校の教員が指定する授業に出席しなければならない。学生の希望によるクラスの変更は原則として認めない。
- 3) 土曜日、日曜日、日本国の祝祭日と、本校が指定した休校日を休日とする。休日以外の日は授業に出席しなければならない。

2. 授業中

- 1) 教室の中では、帽子を必ずとる。サンダル、露出度の高い服もダメ。
- 2) 授業中、授業の進行を妨害する行為をしてはいけない。
- 3) 授業中、授業と関係のないことをしてはいけない。また、授業と関係のない物を持ち込み、使用してはいけない。
- 4) 授業中は担当教員の指示に従わなければならない。
- 5) 授業後は、机の中に忘れ物やゴミがないかを確認して、椅子を元に戻してから帰る。

3. 欠席・遅刻

- 1) 学校を休む時や遅れる時は、必ず事前に学校に連絡すること。学校からの電話やメッセージに気づかなかった時は、気づいたときに必ず返信すること。
- 2) 以下のやむを得ない状況の場合は出席扱いにする。(出席扱いにはするが、皆勤賞にはならない)
 - ・電車の遅延：電車が長時間遅れた場合、遅延証明を持ってくれば出席扱い。
 - ・法定感染症（インフルエンザ・鳥インフルエンザ・結核・百日咳・麻疹・風疹・水疱瘡・おたふく風邪・新型コロナウイルス感染症等）に罹患した場合、医師の診断書で休養が必要だと証明できる場合はその指定された休養日数のみ出席扱い。したがって、その他の病気・怪我などは全て欠席扱い。
 - ・忌引きについて、以下の日数を出席扱いとする。移動日を含める。父母 9 日、祖父母 5 日、兄弟姉妹 5 日、叔父叔母 3 日。証明書の提出が必要。
 - ・入試：氏名・受験日が記載された受験票を見せれば、試験当日は出席扱い。

4. 出席率

- 1) 授業を担当する教員が毎時間の開始時に必ず出席確認を行う
- 2) 毎時間、授業開始から 15 分後までに入室した場合は「遅刻」、15 分以降に入室した場合は「欠席」
- 3) 毎時間、授業開始後 30 分後から授業終了までの間に退席した場合は「早退」、30 分より前に退席した場合は「欠席」
- 4) 毎月の「遅刻」と「早退」は、1 回で欠席 0.3 時間、2 回で欠席 0.6 時間、3 回で欠席 1 コマとして記録する。
- 5) 以下のような事をした時、その時間は欠席として記録する。
 - ・授業中に許可なく教室の外に出た時
 - ・授業に参加する態度が見られなかった時
 - ・授業の進行を妨害したり、他の学生の学習を妨害した時
 - ・教員の指示に従わなかった時
- 6) 課外活動等の学校行事に参加しなかった場合、欠席。
- 7) 学校は毎月出席率を集計、記録する。
- 8) 本校の学生は出席率 90%以上でなければならない。出席率 85%を下回った場合、本校規則違反として、処分の対象とする。
- 9) 1 週間に 2 回、1 か月に 3 回欠席した場合、両親に状況を連絡する。

II テスト・成績と卒業証書授与基準

1. テスト・成績

- 1) 学生は全員、本校が決めた日にテストを受けなければならない。(入試などやむを得ない場合 (証明書の提出が必要) を除き、追試は行わない。)

- 2) テストは、原則として授業で勉強したことについて試験を行う。
- 3) テストを受けなかった学生は、原則として進級できない。
- 4) カンニングは絶対にしてはいけない。(人に見せるのもカンニング)
- 5) 成績は A を最高評価とする。「A・B・C・D・E」の5段階で表す。

2. 卒業、修了と卒業証書授与の条件

- 1) 本校は原則として、以下のような学生に卒業を認め、卒業証書を授与する。
 - ・入学から卒業日の前の月までの出席率が 85%以上で、定期試験をすべて受けた学生
 - ・卒業までに、以下の入管指定の CERF-A2 試験のいずれかに合格した学生
 - ★日本語能力試験 N4 以上 ★日本留学試験・日本語 200 点以上 (記述は含まない) ★J-test 実用日本語検定 E 級以上
 - ★日本語 NAT-TEST4 級以上 ★その他入管が指定した試験
 - ・規定された学習課程をすべて修了し、試験の成績が学校の基準以上である学生
 - ・本校の在籍期間が 1 年以上の学生
- 2) 上記の基準を満たしていても、本校規則に従わなかった者には、原則として卒業を認めない。
- 3) 卒業後、帰国する場合は、本校に帰国用航空券のコピーを提出した上で、速やかに日本国を出国しなければならない。

Ⅲ 学校生活

- 1) 教室とエレベーターの中で物を食べてはいけない。
- 2) 校内は禁酒・禁煙。指定された場所のみ喫煙可。
- 3) 1 階のオフィスエリアへの立ち入りを禁止する。手続き等の用件がある場合は、手続き終了後速やかに退去すること。当該エリアでの滞留および私語を慎むこと。
- 4) クラスメイトと良好な関係を保つよう心がけ、喧嘩やいじめ等の行為が起こらぬよう努めること。
- 5) 自身の身体や服を清潔にしておくよう心掛け、周りに迷惑をかけないようにすること。
- 6) 先生に会ったら、自分から挨拶をすること。先生とは「です・ます」を使って話すこと。
- 7) 学校の電源でスマホ等の充電をしてはいけない。
- 8) 学校の wi-fi を使ってはいけない。
- 9) ベランダに出てはいけない。屋上へ行ってはいけない。
- 10) 壁に落書きをしたり、壁を蹴ったり、机やいすを汚したり、学校のものを壊したりしてはいけない。
- 11) 本校内での「宗教の布教活動」や「政治活動」「宣伝、販売行為」をしてはいけない。
- 12) 許可なく本校あてに荷物などを送ってはならない。
- 13) トイレはきれいに使う (汚したら自分で掃除をする)。ドアを開けっ放しにしない。
- 14) 校内は整理整頓。(傘は傘立てにきれいにに入れる、など)
- 15) ゴミはきちんと分けて捨てる。(燃えるゴミ、缶・ビン、ペットボトル)
- 16) 徒歩・自転車・公共交通機関を使って通学する。自動車やバイク、キックボード等を運転しての通学を認めない。自転車は本校が指定した場所に並べて止める。
- 17) 本校が実施する各種調査には虚偽なく事実を回答しなければならない。(アルバイト調査、現住所調査など)
- 18) 本校内では、教員の指示に従わなければならない。
- 19) 校内や階段、学校の周囲で騒いではいけない。
- 20) 授業に関係のないものを学校に持ってきてはいけない。持ち物は各自で管理し、学校への忘れ物もしないように注意すること。
- 21) 貴重品等は自分でしっかりと管理すること。万が一学校内で盗難・紛失が発生しても学校は一切の責任を負わない。
- 22) we chat やその他の方法で連絡を取る場合、
 - ①問題がある時は、礼儀正しい言葉でメッセージを送ること。
 - ②緊急時以外は、原則として勤務時間外の対応はしない。
 - ③we chat の学校アカウントを他人に教えてはならない。追加する場合は学校の許可が必要。
- 23) 学校に学生用の内服薬の準備はない (アレルギーや他の薬との飲み合わせによる副作用を考慮)。健康面に心配のある学生は自分で薬を携帯すること。

Ⅳ 各種手続き

1. 入学手続き

- 1) クラス分けテストを受ける。
- 2) 校則等の説明を受け、誓約書を提出。
- 3) 在留カード、パスポート、国民健康保険証を見せる。

4) 学生証を受け取り、大切に保管。

5) 学費等の入金金額が足りなかったら、入学時に現金などで払ってもらう場合がある。

2. 在留期間更新手続き

1) 学校が代理で一括して手続きを行う。費用は学生負担。学生は先生の指示に従って書類を記入すること、

2) 規則に従わなかった学生や、学費等を滞納している学生の在留期間更新手続き代行を拒否する。

3. 証明書等書類発行依頼

1) 一時帰国証明書

本校学生は一時帰国などで日本国外に出国する場合、一時出国許可願と航空券予約画面のスクリーンショットを提出し、許可を得なければならない。原則として、学校が決めた長期期間のみ帰国できる。

以下のような場合、一時帰国を認めない。

- ・ 出国目的が明確でない場合
- ・ 出国時期に授業に出席しなければならない日が含まれている場合
- ・ 学費等の滞納金がある場合
- ・ 他に一時出国許可を与えることが不適当であると本校が判断した場合

2) 推薦書

進学のための試験を受ける際、推薦書が必要な場合、以下の基準の全てに該当する者のみに推薦書を発行する。

- ・ 入学してからの累計出席率が 90%以上の学生
- ・ 成績優秀で、授業中の学習態度も良好な学生
- ・ 学習意欲がある学生
- ・ 推薦することが相当だと本校が判断した学生

3) 「在学証明書」「出席・成績証明書」等、各種証明書発行

各種書類の発行の申請は稼働日 3 日前までに行わなければならない。期限を過ぎての申請は緊急発行料金も請求する。

V 日常生活

1. 日常生活

- 1) 本校学生は日本国の法令を遵守しなければならない。
- 2) 本校学生は本校が発行した「学生証」と「在留カード」を常に携帯しなければならない。
- 3) 本校学生は国民健康保険に加入し、保険料を払わなければならない。
- 4) 日本での生活では現金が必要なことが多々あるため、必要な量の現金を常に持っていることが望ましい。
- 5) 本校学生は本校及び教職員に「債務を負う保証人」や「緊急連絡先」になることを依頼してはいけない。本校及び教職員は「債務を負う保証人」「緊急連絡先」になることを一切引き受けない（アルバイト、部屋の契約、進学関係など）。

2. アルバイト

- 1) 本校学生は、本校と東京入国管理局の許可なく、アルバイトをしてはいけない。また、日本国法令によるアルバイトの時間、業種等の制限を遵守しなければならない。
資格外活動許可 ① 1 週 28 時間以内 ② 定期テスト後の休み期間中の間は 1 日 8 時間以内かつ 1 週間 40 時間以内。
- 2) 本校学生は、新たにアルバイトを開始する時やアルバイト先を変更した時には速やかに本校に報告しなければならない。また、本校が実施するアルバイト先調査にも虚偽なく事実を回答しなければならない。
- 3) 本校はアルバイトを理由とした欠席や遅刻、早退は一切認めない。

VI 奨学金制度

1. 皆勤賞：遅刻、早退、公欠以外の欠席がなかった学生に対し、1 年に 1 度（3 月）表彰を行い、賞状とともに賞金を授与する。（在籍期間により金額は異なる。1 年 10,000 円、9 ヶ月 7,500 円、6 ヶ月 5,000 円）
2. 優秀学生賞：毎年 3 月、成績、出席率及び学習態度を基に、各クラスから 1 名を選出して表彰する。賞状とともに賞金を授与する。（在籍期間により金額は異なる。1 年 10,000 円、9 ヶ月 7,500 円、6 ヶ月 5,000 円）

Ⅶ処分

1. 処分

- 1) 本校は学則を遵守しない学生に対し警告書を出す。また、状況に応じ嚴重警告書を出す。**嚴重警告書を5回分受けた学生を除籍処分とする。**各種証明書偽造や暴力行為等、重大な学則違反・日本の法律違反に対しては、1度の嚴重警告書が複数回分（2回分～5回分）と計算されることもある。

※ 出席率不良による警告書・嚴重警告書の規則は以下の通り。

- ① 1ヶ月の出席率が85%未満の場合 →警告書1回
- ② 1ヶ月の出席率が70%未満の場合 →嚴重警告書1回
- ③ ①の警告書を累計3回受けた場合 →嚴重警告書1回

- 2) 本校学生が本校の校舎や備品を破壊したり、本校に損害を与える行為を行った場合、本校は「損害賠償」を請求する。

- 3) 本校は以下のような学生に対して「除籍処分」を下し、退学、帰国命令を出すことがある。除籍処分を受けたものは直ちに本国へ帰国しなければならない。

- ・ 1か月の出席率が70%未満の状態が3カ月続いた学生。また、1か月の出席率が60%未満の学生。
- ・ 学費など、学校からの請求書に記載された金額を期日までに支払わなかった学生
- ・ 本校の名誉を傷つける行為を行った学生
- ・ 本校に無断で日本国を出国した学生

2. 退学と学費返金について

- 1) 退学し、帰国する者は、退学手続き前に帰国用航空券のコピーを提出しなければならない。

- 2) 原則として、本校は一旦納入された学費を返金しない。

* 以下のような場合においても返金しない。

- 1、学生が本校の通知した入学日に入学しなかった場合。
- 2、入学後、学生が個人的な理由により退学を申し出た場合。（進学、結婚、就職等含む）
- 3、学生の出席率不良・素行不良等により在留資格が更新できない場合。
- 4、除籍及び強制送還などの処分を受けた場合。
- 5、天災等が原因で、学生が長期的に日本に滞在できなくなった場合。

Ⅷ附則

本規則は2026年7月1日より施行する。

本規則の最終解释权は当校が保有する。